

令和4年度答申第7号
令和4年5月26日

諮問番号 令和4年度諮問第10号（令和4年4月28日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付
決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項1号に基づく社会復帰促進等事業としてのアフターケア（以下「アフターケア」という。）に係る健康管理手帳の交付を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働局長（以下「処分庁」という。）がこれを不交付とする決定（以下「本件不交付決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、

同項1号は、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害を被った労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業を掲げている。そして、労災保険法29条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

(2) 上記(1)の厚生労働省令で定める基準について、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険規則」という。)24条は、労災保険法29条1項1号に掲げる事業として、アフターケアを行うものとする旨規定し、労災保険規則28条1項は、アフターケアは、障害補償給付、複数事業労働者障害給付又は障害給付の支給の決定を受けた者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者等に対して、保健上の措置として診察、保健指導その他健康の確保に資するものとして厚生労働省労働基準局長が定める措置を行うものとし、当該者に対して健康管理手帳を交付するものとする旨規定し、同条2項は、アフターケアに関しその他必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める旨規定する。

(3) 上記(2)の委任を受けて定められた「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」(以下「実施要領」という。)(「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」平成19年4月23日付け基発第0423002号(最終改正平成28年3月30日付け基発0330第5号)の別添)は、アフターケアの実施について、対象傷病は、「大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折」等の20種類の傷病とし、対象者は、別紙の「傷病別アフターケア実施要綱」(以下「実施要綱」という。)の定めるところによる等としている。

(4) 実施要綱は、「大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折」に係るアフターケアの対象者について次のとおり定めている。

ア アフターケアは、業務災害又は通勤災害による大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折の傷病者であって、労災保険法による障害給付等を受けている者又は受けると見込まれる者(症状固定した者に限る。)のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。

イ 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長は、医学的に特に必要があると認めるときは、業務災害又は通勤災害による大腿骨頸部骨折及び股関

節脱臼・脱臼骨折の傷病者であって、労災保険法による障害給付等を受けていない者（症状固定した者に限る。）についてもアフターケアを行うことができるものとする。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成29年11月27日、通勤災害により受傷し、加療の後、令和2年3月3日に治癒（症状固定）した。症状固定時の傷病名は、右橈骨頭骨折、右尺骨骨折、右大腿骨骨折、右脛骨骨折、右膝骨折、右足関節周囲骨折、左大腿骨骨折であった。

（通勤災害に関する事項、労働者災害補償保険診断書）

- (2) 審査請求人は、令和2年5月7日、B労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、障害給付の支給を請求し、本件労基署長は、審査請求人に残存する障害を障害等級併合第9級に該当すると認定し、令和2年10月28日、保険給付が行われた。

（障害給付支給請求書、障害等級認定関係調査復命書、年金・一時金支給決定決議書）

- (3) 審査請求人は、令和2年5月7日、処分庁に対し、大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折に係る健康管理手帳の交付を求め、本件申請をした。

（健康管理手帳交付申請書、健康管理手帳不交付決議書）

- (4) 処分庁は、令和3年2月1日付けで、本件申請に対し、「対象者の要件である、「業務災害又は通勤災害による大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折」の傷病者で、労働者災害補償保険法による障害（補償）給付を受けている方のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方」もしくは「障害（補償）給付を受けていない方であっても、医学的に特に必要があると認められる方」に該当しないため。」との理由を付して、本件不交付決定をした。

（健康管理手帳の新規交付申請に係る不交付決定通知書）

- (5) 審査請求人は、令和3年5月6日、審査庁に対し、本件不交付決定を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (6) 審査庁は、令和4年4月28日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

処分庁が、令和3年2月1日付けで、審査請求人に対してした健康管理手帳の新規交付申請に係る不交付決定処分を取り消すとの裁決を求める。

(審査請求書、補正書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

審査請求人は、障害給付を受けているが、傷病名は「右橈骨頭骨折、右尺骨骨折、右大腿骨骨折、右脛骨骨折、右膝骨折、右足関節周囲骨折、左大腿骨骨折」であり、これらの傷病名のうち、大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折に係るアフターケアに関連すると考えられるのは「右大腿骨骨折」及び「左大腿骨骨折」である。

大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折に係るアフターケアに該当するものは「大腿骨頸部骨折」であるが、障害の状態に関する申立書の内容から、審査請求人の上記各大腿骨骨折は「右大腿骨遠位部開放骨折」及び「左大腿骨内顆剥離骨折」であると認められる。また、障害の状態に関する申立書裏面の障害の部位の表示は、右肘部、右足部及び両膝部であるが、大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折に係るアフターケアの対象となる股関節部に障害の表示はない。

さらに、障害給付支給請求書添付の労働者災害補償保険診断書にも、大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折の障害の記述はなく、アフターケアの必要性にも触れておらず、A労働局地方労災医員の意見書においても同様である。

したがって、審査請求人は大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折に係るアフターケアの対象者に該当しないことから、本件不交付決定は、違法又は不当とはいえない。

以上のことから、本件審査請求には理由がないため、棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手續の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求	: 令和3年5月6日
反論書等不送付通知書	: 同年8月12日
審理員意見書	: 令和4年3月18日付け
本件諮問	: 同年4月28日

(2) これらの一連の手続を見ると、反論書等不送付通知書の提出から、審理員意見書の提出までに、約7か月を費やしているが、これだけの長期間を掛けなければ審理員意見書を作成できなかった事情も見当たらず、迅速な審理手続を実現するための改善が望まれる。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不交付決定の適法性及び妥当性について

(1) 本件で問題となっているアフターケアは、大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折に係るアフターケアである。

実施要綱によれば、大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折の傷病者にあつては、症状固定後においても大腿骨骨頭壊死の発症をきたすおそれがあることにかんがみてアフターケアを行うこととしたもので、症状固定後3年を限度として、3～6か月に1回程度必要に応じて診察を行うなどの保健上の措置が定められている。

したがって、実施要綱では、対象者の要件として、業務災害又は通勤災害による大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折の傷病者であることが必要とされている。

(2) 審査請求人の傷病については、大腿骨に係るものとして、右大腿骨遠位部開放骨折、左大腿骨内顆剥離骨折があるが、いずれも上記要件に定められた大腿骨頸部骨折等にはあたらない。

したがって、審査請求人は大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折に係るアフターケアの対象者とはならず、審査庁の判断は妥当である。

3 付言

本件不交付決定通知書に記載された処分理由は、実施要綱の大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折に係るアフターケアの対象者の要件をすべて羅列し、「これに該当しないため」と記載されており、どの要件に該当しないとされたのか理解困難な記載となっている。理由の記載に当たっては、いかなる事実を認定したのかを明らかにし、どの要件に該当しないのかをわかりやすく記載することが求められる。

4 まとめ

以上によれば、本件不交付決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史